

ロンドン事務所

【地方自治担当の新省創設を含む内閣改造】英国

労働党が5月4日の地方選で大敗を喫したことを受け、ブレア首相は、早くも投票日翌日に、長らく待たれていた内閣改造を断行した。一部からは「冷酷な」とも評されるほど断固たる内閣改造で、英国の政治機構に対する重大な変化を含むものだった。

地方選の選挙戦終盤、労働党の支持率低下は目に見えて明らかになり、投票日翌日に内閣改造が行われるとの憶測が出ていた。政府は、選挙前の数週間、1,000人以上もの外国人服役囚が釈放時に国外追放の検討対象とならなかった件や、ジョン・プレスコット副首相と秘書の不倫など、政策の不手際やスキャンダルによって、野党およびマスコミからの批判にさらされており、これが地方選での大敗につながった。

2005年5月の総選挙後にも内閣改造が行われたが、労働党による大幅な議席減の責任の所在が不明確で、またブレア派の主要閣僚が辞任したことなどから、ブレア首相の満足いく組閣はできなかった。ブラウン財務大臣派の大臣の一部は申し出を受けたポストを拒否し、副首相府（ODPM）に2人の閣僚が配置されるなど、幾つかの妥協が図られたのである。

さらに、2005年11月にデービッド・ブランケット労働・年金大臣が2度目の閣僚辞任を強いられた際にも小規模な内閣改造が行われたが、閣僚の一ポストである「ランカスター公領尚書」は、今回の内閣改造まで空席のままとなっていた。

こうした状況から、今限りでの退任を表明しているブレア首相は既に立場が弱体化しており、選挙後の組閣もうまく行かないだろうとの憶測が出ていた。5月5日の内閣改造は、地方選での惨敗から国民の目を逸らし、過去の内閣改造における失敗の埋め合わせをするための試みであったと言われている。

今回の内閣改造における最大の「犠牲者」はチャールズ・クラーク内務大臣で、前述の外国人服役囚の件など内務省に関連する幾つかの問題の責任を取る形となって同職を解任された。ブレア首相から申し出を受けたより下位の閣僚職を辞退したと報道されており、平議員に戻った。

後任には、ブレア派の重鎮であり、様々な閣僚ポストを経験してきたことで知られるジョン・リード国務大臣が就任した。リード氏の選挙区はスコットランドにあるが、スコットランドの内政はスコットランド議会が担当しており、同氏はイングランドの内政を担うことになるため、この人選については異論もあった。国務大臣には、財務省首席担当官¹を務めていたデス・ブラウン氏が就任。財務省首席担当官には、年金担

¹ 財務省首席担当官は、財務大臣に次いで財務省の第2番目の地位にあり、閣僚の一員である。

当大臣²だったスティーブン・ティムス氏が就任し、閣僚入りを果たした。

プレスコット副首相も、今回の内閣改造によって打撃を受けた1人で、副首相の肩書は維持できたものの、副首相府（ODPM）は廃止された。ほぼ形式的なポストである「イングランド北部大臣」³の地位と、閣僚トップとして海外で英国を代表する役割（国際会議への出席など）も維持できたが、行政権限は全て失った。しかし、満額の給与と、公邸や専用車などの特権は享受し続けることになるため、野党の反感を買っている。政府によると、プレスコット副首相は今後、主要な閣内委員会の議長や政府内の調整係を務めるが、担当省または行政権限を持たない初の副首相となった。

マーガレット・ベケット環境・食糧・農村問題大臣が外務大臣に任命され、ジャック・ストロー外務大臣が下院院内総務に左遷されたニュースは、驚きを持って迎えられた。ベケット氏は、1994年に労働党のジョン・スミス党首が急死した際に代理党首を務めたこともあり、最も経験豊かな現職閣僚の1人である。労働党は、「党に献金をした者を、見返りとして上院議員に推薦していた」という疑惑が報道されて以降、上院改革と党の資金調達に関する改革が緊急課題となっており、ストロー氏は、新ポストでこの2つの問題に取り組むことになる。しかし、ストロー氏は、5年間守ってきた外務大臣の座を失って動転したと言われており、特に、「ストロー氏がイラク攻撃を十分に支持していないことに米国が不快感を募らせている」と噂されていたために、同氏の困惑は尚一層大きいと見られている。

下院院内総務を務めていたジェフ・フーン氏は、閣外大臣である外務省欧州担当国務大臣に左遷され、これも意外な人事となった。アリスター・ダーリング運輸大臣は、スコットランド人ながら、イングランドとウェールズのみを管轄する貿易・産業大臣に異動。運輸大臣の後任にはダグラス・アレキサンダー外務省欧州担当国務大臣が任命され、初の閣僚ポストを獲得した。アレキサンダー氏もダーリング氏同様、スコットランド人でありながら、管轄地域がイングランドとウェールズのみであるポストに就任したことになる。アラン・ジョンソン貿易・産業大臣は教育・職業技能大臣に就任し、議論を呼んでいる政府の教育改革に取り組むこととなった。

ヒラリー・アームストロング院内幹事は、昨年11月から空席になっていたランカスター公領尚書に就任し、さらに「社会的疎外（social exclusion）」と内閣府も担当することになった。新たな院内幹事には、教育担当大臣だったジャッキー・スミス氏が就任。地方選の選挙戦を担っていたイアン・マッカートニー労働党幹事長は貿易担

² 英国では、閣議に参加する閣僚としての大臣と、閣議に参加しない閣外大臣とがあり、本レポートでは、閣外大臣を「 担当大臣」と表記する。

³ 2005年5月の総選挙直後にプレスコット副首相に与えられた形式的な肩書で、「政府内でイングラ

当大臣に左遷され、閣僚から外された。新たな労働党幹事長には、主要なブレア派議員で、長らく昇進が噂されていたヘイゼル・ブリアーズ氏が就任。今後、選挙キャンペーン改良のための党改革を担うことになる。

パトリシア・ヒューイト保健大臣は、国民医療保険サービス（NHS）の財政危機に対する対応について批判を浴びていたにもかかわらず留任となった。テッサ・ジョエル文化・メディア・スポーツ大臣も、弁護士である元夫がイタリアのベルルスコーニ前首相から賄賂を受け取った疑惑で辞職を求める声が出ていたが、留任した。また、この大規模な内閣改造の後、内務省では閣外大臣2人が役職を交換した。これは、前述の外国人服役囚の問題や、内務省職員が難民申請者に対し、性的関係と引き換えに難民申請で便宜を図ると申し出たことが暴露された問題などによるものである。

地方自治関連（都市計画や地域再生も含む）では、前述の通り、副首相府（ODPM）が廃止されたのに伴い、コミュニティー・地方自治省（DCLG）が新設された。これは、1997年のブレア政権誕生以降、地方自治を担当する4つ目の省となる（97年以降に地方自治を担当した省は、環境・運輸・地域省、運輸・地方自治・地域省および副首相府）。同省を率いるコミュニティー・地方自治大臣には、ブラウン財務大臣派であるルース・ケリー教育・職業技能大臣が就任。同省は、内務省から移管されたコミュニティーに関する政策と、「平等（equality）」という新たに設けられた政策領域も担当することになった。尚、ミリバンド・コミュニティー・地方自治担当大臣は、マーガレット・ベケット氏の後任として環境・食糧・農村地域大臣に就任した。

同省の閣外大臣レベルの顔ぶれは、副首相府の時とほぼ変わっていない。シェフィールドに選挙区を持つメグ・マン議員が女性・平等担当政務次官に就任し、北アイルランド担当政務次官を務めていたアンジェラ・スミス氏が、コミュニティー・地方自治政務次官として入省した。

内閣改造と省再編のため、発表が迫っていた地方自治白書とロンドン市長の権限改革に関する発表は延期された。ブレア首相は、ケリー氏の就任後、同氏に宛てて書簡を送り、白書などを含めたコミュニティー・地方自治大臣として期待される職務について通達するという異例の措置を取った。

（参照）

<http://www.communities.gov.uk>

<http://www.pm.gov.uk/output/Page9465.asp>

【トラスト合併などNHSの構造改革】英国

ンド北部の利益を促進すること」が職責とされている。

保健省は、国民医療保健サービス（NHS）の更なる構造改革の一環として、イングランドで初期医療トラスト（Primary Care Trusts、PCTs）⁴の合併を行うと発表した。今年1月公表の政府の医療白書で示されていた措置で、これにより、イングランドの初期医療トラストは、現在の303から152に削減され、地域における初期医療トラストの管轄区域分けは、70%が地方自治体の社会福祉サービス部門の区域分けを反映することになる。また、今後2年間にわたり、この措置によって浮いた予算250万ポンド（年間）（約5億円）が、医療の現場にまわされることが期待されている。

地方自治体協議会（LGA）は、「地方自治体と初期医療トラストがより密接に協働することにより、住民の関心事項に取り組み、地域の健康レベル向上に向けて働きかけることができるようになる」としてこの措置を歓迎しており、また、「NHSと地方自治体の連携強化の重要性を政府が認識したことは喜ばしい」と述べている。

保健省は4月、戦略的保健局（Strategic Health Authorities、SHAs）⁵を現在の28から10に削減すると発表している。削減後、戦略的保健局の管轄区域分けは、政府の地域事務所（Government Offices）の境界分けとほぼ同じになる。また5月には、救急搬送トラスト（Ambulance Trusts）⁶の削減も発表。現在の29からわずか12にまで減らすというもので、削減後の管轄区域分けはやはり、地域事務所のそれとほぼ同じになる。

（参照）

http://www.dh.gov.uk/PublicationsAndStatistics/PressReleases/PressReleasesNotices/fs/en?CONTENT_ID=4135001&chk=j12UcL

<http://www.lga.gov.uk/PressRelease.asp?lSection=0&id=SXE32E-A783A615>

http://www.dh.gov.uk/PublicationsAndStatistics/PressReleases/PressReleasesNotices/fs/en?CONTENT_ID=4135103&chk=kZGGMe

【ドイツ連邦議会は付加価値税の大幅な税率引き上げを決定】ドイツ

2006年5月19日にドイツ連邦議会は、「予算補助法2006年」を可決した。予算補助法は毎年その年の予算を整理する法律として連邦議会で議論され、可決される法律であるが、今回は特に重要なものとなった。今年の予算補助法は、不均衡になってしまった国家財政を立て直すための重要な措置であり、1949年以来最も高い税率の引き上げ

⁴ トラストとは、NHSの運営母体である公益法人のこと。初期医療トラスト、救急搬送トラストなど5種類ある。初期医療トラストは、地域に根差した医療サービス提供を担う。

⁵ 保健省の出先機関で、管轄地域内のNHSサービスが適切に提供されているかについて指導・監督を行う。

⁶ 救急車による患者の搬送を担うトラスト。NHSの一部として、急性期トラスト（Acute Trust）や初期医療トラストと連携して業務を行っている。

が含まれている。

現在付加価値税は16%であるが、2007年1月から19%に引き上げられることとなっている。国家公務員に支払われる手当での削減、保険税引き上げ、月400ユーロ以内の報酬の「ミニジョブ」と呼ばれる形態で働く人々についての雇用主負担金の引き上げなどの財政を立て直すため付加価値税引き上げ以外の措置も法律に含まれているが、付加価値税の引き上げは歴史的な税率の引き上げとして注目を呼んでいた。

この引き上げによる増収は、3分の2が財政建て直しのために、3分の1は、失業保険の雇用主負担金の減額に充てると政府が発表している。

連邦議会の議決は、賛成396票、反対146票で、3人は棄権した。現在の議員数は614人であるので、かなりの議員がその日の議決に出席しなかったことは明らかである。キリスト教社会同盟（CDU）と社会民主党（SPD）の大連立の下では、力のある野党がないため、議決の重要性が下がっている。この場合でも、二大政党の票で順調に可決された。企業の立場を代弁することが多いと評判の自由民主党（FDP）と他の野党議員は、この措置により、社会民主党は選挙前の「税金を上げない」という約束を破った上、現在進行中の経済回復を危うくする恐れがあるなどと反対意見を表明した。しかし政府側は、財政を立て直すには、税率引き上げか赤字増加の選択しかないが、赤字の継続的な増加はとても受け入れられない、と強調している。メルケル首相は、「このような政策は市民に負担がかかると十分理解している。しかしこのような政策なしには改革が実現できないのも事実である。その上、税収の一部は企業が負担する給料付随コストの減少に充てるため、ドイツ全体の競争力を上げることにつながり、失業率が下がれば、市民もこの政策を歓迎するだろう。」と演説した。

税金引き上げが決まった後に実施された世論調査によれば、ほとんどの企業とサービス業は価格の引き上げを早めに、ただし段階的に行なうつもりであることが分かった。ドイツマルクがユーロに変わった経験からすれば、消費者は急な値上げを強く嫌うからである。また、消費者の多くは、家具など消費に対する購入行動を早めることもあまり考えていないようである。つまり、大幅な引き上げについては政治家やコメンテーターの抵抗が思ったより少なく、冷静に受け止められている。また、生活上欠かせない食料品や家賃などの物やサービスについての付加価値税率は以前と同様7%である上に、EU加盟国との比較では、付加価値税率の19%はほぼ平均値である。

（参照）

Die Bundesregierung im Internet, “Konsolidierung hat Vorfahrt”:

<http://www.bundesregierung.de/Politikthemen/Steuern-und-Finzen-,12412.1001561/artikel/Konsolidierung-des-Haushalts-h.htm>

Der Spiegel im Internet, “Bundestag beschließt groste Steuererhöhung seit

1949”：

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,417118,00.html>

【連邦制度改革の促進】ドイツ

ドイツ政府と議会は、何回も延期された連邦制度改革を現在真剣に進めている。2003年10月に構成された「連邦制度改革委員会」は、提案をまとめずに2004年12月に活動を終了したが、それまでに協議された課題についての資料や参加した政治家と専門家の知識はその後生かされ、様々なところで議論が続けられた。2005年9月の総選挙後、連立政権の設立協議では、いくつかの提案を生かして連立協定に組み込み、改革の実現を目指している。

連邦制度改革することは、ドイツの憲法に当たる基本法の改正が必要となる。そのためには日本の憲法改正と同様、両議会、つまり連邦議会と連邦参議院の3分の2以上の賛成が必要である。基本法の改正案が、先頃連邦議会に提出された。立法における連邦参議院の役割の改革、連邦と州の立法の範囲をより明確にする改革、連邦と州の財政関係の改革、この3つが改正案の主眼点となっている。このような改革内容は地方自治体にも関係してくる。地方自治体関係は基本的には州の責任であるため、連邦と自治体の間には制度的な関係はないが、連邦の政策の多くは直接郡や市町村に影響を与える。長い間、地方自治体は、連邦が直接地方自治体に課す業務とそれに伴う財政負担に一定の制限を設けることを求め、その上で地方自治体と連邦との協議ができる体制づくりを要求してきた。

5月15日から6月2日までの間に連邦議会でも公聴会が開かれ、多くの法律や政治の専門家である学識経験者が提案された法案について意見を述べた後、議員や法案の作成に関係している法律委員会委員とその学識経験者の中で質疑応答が行なわれた。地方自治体にとって特に15日の公聴会は重要であった。この日の公聴会の主眼点は、連邦参議院はどこまで連邦議会の法案に関与ができるかということであった。この20年ほど、連邦参議院の同意が必要となった法律は全体の90%近くを占めているが、もともとは50%以下であった。結果として法律の成立が非常に難しくなり、時間的にも長引くこととなった。連邦政府と州政府の立法範囲をもっと明確に区分すれば、権限の分担ははっきりする上、法制定に要する期間の短縮も期待できる。15日の公聴会においては、現在の基本法改正案はその目的に近づいていると判断する専門家は多かった。連邦レベルと州レベルではそれぞれ得るものがあるが、変更が必要な点については、意見はかなり分かれていた。

地方自治体の立場からは、特に連邦の地方自治体への直接影響力を制限する2つの条項の改正が歓迎されている。ドイツ郡会議（Deutscher Landkreistag）の事務総長は

専門家の一人として15日の公聴会に参加し、自治体の立場を代弁していた。ドイツ郡会議は、連邦は、将来的には新しい業務を地方自治体に課すことができなくなる予定ではあるが、すでに存在する業務の基準変更など地方自治体の財政に大きく影響する権限についての措置が未解決であるため、引き続き議論が必要であるとしている。

現在の基本法改正案は、専門委員会と議会での討議が予定通り進んでおり、早ければ来年始めに基本法が改正されることとなる。

(参照)

Der Bundestag im Internet, Ausschusmaterialien:

http://www.bundestag.de/ausschuesse/a06/foederalismusreform/Anhoerung/01_Allgemeiner_Teil/Stellungnahmen/index.html

Der Landkreistag im Internet zur Foderalismusreform:

<http://www.kreise.de/landkreistag/> (Foderalismusreform)

【飲料容器に関する制度の単一化(5月1日から)】ドイツ

ドイツでは以前から飲み物の瓶には、デポジット制を利用していた。ミネラルウォーターのガラス瓶やビール瓶には店で販売される時、売値にデポジットが上乘せされ、空の瓶を店に返却する時にそのデポジットが返ってくる方式となっていた。長い間、この制度の下では、小売業者は地域の飲料生産業者と密接なつながりがあり、そして消費者は主に近くの小売業者を利用していた。しかし二つの展開によって、このような状況が変化していた。その一つは、1991年の「包装法」と1994年の「循環経済・廃棄物法」であり、もう一方は、飲料市場における使い捨て容器の増加である。

80年代後半から、ドイツは廃棄物の減量とリサイクルのために先進的な取り組みを導入した。特に1991年の包装法の下で開発された「二重制度」は家庭ごみのリサイクルの推進に大きく貢献した。この制度の下では、生産者は、包装や容器を回収し、リサイクルを担当する半公的業者「ドイツ二重制度Duales System Deutschland」に料金を支払い、その代わりに品物に「緑のしるし」を印刷することが許可される。「緑のしるし」のある品物の包装は、普通の家庭ごみとは別の収集容器に入れられ、回収されることとなっている。この仕組みについては日本でもよく報告されている。しかし、この制度が非常に成功した影で、その他のデポジット制などの自然にやさしい制度や方策が衰退した。また、飲料メーカーによる使い捨て容器の増加も大きな影響をもたらした。

1991年の包装法には、すでに再利用可能な飲料容器の市場占有率が下がる場合の対策が定められていた。1997年には初めて再利用可能な容器の市場占有率は72%を下回った。この傾向に歯止めをかけるため、新しい取り組みが導入された。2003年からは

使い捨て容器についてもデポジット制が導入され、容器を商店へ返却することとなった（2004年2月のレポートで報告。）しかし、この制度は複雑で、さまざまな例外があったため、業者にも消費者にも負担をかけ、好まれていなかった。

2006年5月からこの制度が単一化され、業者と消費者にもっと受け入れられることが期待されている。前述の「二重制度」のように、半公的組織「ドイツ・デポジット有限会社Deutsche Pfandsystem GmbH」が設立され、全国規模のデポジット制度の導入となった。使い捨て容器の飲料を販売する業者は同じタイプの容器の返却を受け入れなければならない。消費者は材料別の分別のみをすればよく、ブランドを分別することや容器を買った店に返却するなどの必要がなくなった。唯一の例外は200平方メートル以下の販売面積である小さな商店である。このような商店は、販売している品物のみの容器の返却義務しかない。

飲料生産業者と販売業者双方が長い間このようなデポジット制に反対していたが、新しい制度に従わなければならなくなった。今年の5月まででも、デポジット制度により、再利用可能な容器の市場占有率が再び上昇し、地方の飲料メーカーが復活し、そこでの雇用も増加した。しかし、この制度をうまく利用するかどうかは、結局は消費者の責任である。最近の調査によると、使い捨て容器にデポジットがかかっても、容器返却率は30%しかなく、結果としては、デポジット料金の70%は、そのまま商店の利益となっている。自分の損失であることを理解し、この金を取り戻すのは消費者一人一人の責任である。

（参照）

Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit:

<http://www.bmu.de/abfallwirtschaft/pfandpflicht/doc/20128.php>

Naturschutzbund Deutschland, “ Neue und einfacherer Regeln für Einfachpfand ” :

http://www.nabu.de/m07/m07_02/04947.html

Das Umweltjournal, “ Neue Regeln zum Dosenpfand ab 1.Mai ” :

http://www.umweltjournal.de/fp/archiv/AfA_recycling/10404.php